

# 相談センターだより

令和7年9月号(第99号)

〒252-0301 相模原市南区鶴野森2丁目26番1号

NPO法人いきいきライフ相談センター

TEL: 090-3080-3153

Eメール: [sukitoru@jcom.home.ne.jp](mailto:sukitoru@jcom.home.ne.jp)

## メインテーマ

## 犯罪収益移転防止法の改正

収益移転防止法(以下、犯収法とします)は、マネロン対策の要であり、また昨今の特殊詐欺など金融犯罪を防止していく観点からも重要な法律です。今回は、このポイントおよび改正点(ICチップ対応)について、概要をみていきます。

### ◎ 特定取引等とは?

犯収法では、特定事業者(金融機関・リース会社やクレジットカード会社・弁護士や税理士などのいわゆる士業など)が「特定取引等」を行なうに際しては、顧客の「本人特定事項」を確認することが義務付けられています(同法第4条)。まず、この特定取引等ですが、次のように区分して把握するとよいでしょう。

すなわち、①対象取引 ②特別の注意を要する取引、この①②を合わせてまず「特定取引」とされます。これに③マネー・ローンダーリングに用いられるおそれが特に高い取引=ハイリスク取引、が「等」として加わり、特定取引等、とされています。なお取引によっては、①や②であると同時に③とも認識されるもの、また逆に③ではあるが、①②には属しないものもある点、留意します。

### ◎ ①-③の具体例

まず①特定取引ですが、これは犯収法施行令第7条に列挙されている取引となります。金融機関等の取引が主体であり、具体的には、預金・定期積金等の受け入れを内容とする契約締結、信託に係る契約締結、有価証券取得に係る契約締結、200万円を超える通貨両替、などです。

次に②特別の注意を要する取引は、「対象取引以外の取引で、顧客管理を行ううえで特別の注意を要するもの」と定義されます。具体的には「マネー・ローンダーリングの疑いがあると認められる取引」と「同種の取引の態様と、著しく異なる態様で行われる取引」の2点です。

また③ハイリスク取引は、なりすましの疑いがある取引、特定国等(イラン・北朝鮮など)に居住・所在している

顧客等との取引、外国PEPs(重要な公的地位にある者=Politically Exposed Persons)との取引、が該当します。特に、なりすまし取引は、金融犯罪に利用される仮名・架空口座をつくり出すことから、対策が強化されています。

### ◎ 本人特定事項とは?

以上みてきた特定取引等を行なうに際しては、顧客の「本人特定事項」を確認する義務があります。ではこの「本人特定事項」の定義は、どのようなものでしょうか?

顧客が自然人であれば「住所・氏名・生年月日」であり、法人であれば「名称、本店あるいは主たる事務所の所在地」です。そして、上記①②、すなわち通常の特定取引の確認事項は、次の通りとされています。

顧客が自然人:上記の本人特定事項、および取引を行なう目的・職業

顧客が法人:上記の本人特定事項、および取引を行なう目的・事業の内容・実質的支配者

一方、上記③ハイリスク取引の際の確認事項は、これらに加えて、追加の本人確認書類もしくは補完書類等の提示を求めること、さらにその取引が200万円を超える財産移転を伴う場合は、資産および収入の状況を確認します。これは、自然人であれば源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳など、法人であれば貸借対照表、損益計算書とされます。

### ◎ 本人確認書類と取引時確認

ここまでみたように、取引時確認とは、預金をはじめとする特定取引等(“等”の字には、ハイリスク取引が含まれます)を行なうに際しての確認でした。そして、何を確認するのかというと、顧客が自然人であれば、本人特定事項=住所氏名・生年月日、およびその方の職業と取引を行なう目的、でした。(ハイリスク取引であれば、加えて、源泉徴収票などで取引の資金の原資があることを確認します)

では、この本人特定事項は、どうやって確認するのでしょうか?これは、公的書類で確認することが基本となります。それも、原則的には顔写真のある書類を用います。顧客が

顔写真のある書類を持ち合わせていないなどの事情がある場合には、「顔写真のない書類2点で確認をとったうえで、転送不要郵便を送付」して、郵便物が適正に受領されたことをもって確認完了とできることとされています。ただしこの後者の取り扱いは、後述される法改正によって、廃止されることとなります。よって実務対応としては、顔写真のある書類を原則とする対応に、できる限り一本化していきたいところです。

以上の「本人確認」に加えて、その顧客の職業・取引を行なう目的も確認します。これらを包摂して、取引時確認とされます。取引を行なう目的は、口頭申告やネット上のチェックで済んでしまいますが、マネロン防止の観点からは、ここでヒアリングした内容と整合性がとれているかが、事後の口座の動きに疑問符をつけるかどうかの判断材料になってきます。

例えば、既に普通預金口座のあるお客様から、2つ目の口座を開設したいとの依頼を受けたときに「株式の売買代金をやり取りする口座は、生活口座と別管理にしたい」との目的を説明されたとします。しかし、その後、証券会社とは無関係な一般法人との入出金が頻繁に行なわれるようになつたとすれば、当初に説明された目的とは乖離しており、マネロンなど不正目的で口座が利用されているおそれが認められることになるわけです。

## ◎ 犯収法改正(ICチップ対応)

2024年6月、政府は「国民を詐欺から守るための総合対策」を取りまとめ、本人確認を強化していく旨を公開しました。この総合対策の前提となる犯罪対策閣僚会議では、犯罪者のツールを奪うための施策のひとつとして、「マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証などを送信する方法や、顔写真のない本人確認書類などは廃止する」「対面・非対面のいずれについても、マイナンバーカードなどのICチップ情報の読み取りを、犯罪収益移転防止法および携帯電話不正利用防止法の本人確認に置いて義務付ける」ことが議論・決定されています。

そして犯収法の所轄である警察庁は、2027年4月から上記の一本化措置を実施していくこととして、犯収法施行規則の改正が行われます。この背景には、偽造技術の巧妙化があります。高度な画像編集ソフトを悪用することで偽造身分証の精度が上がり、券面を確認することでは、偽

物を見破るのが難しくなってきたのです。

このICチップ情報の読み取りの原則義務化ですが、原則とされるのは、現にICチップ対応されていない本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)を利用者が保有している状況が、当面は続くことが想定されるため、移行期間を設ける必要性からです。ですが当然、この移行は社会的に加速していくこととなるでしょう。

この義務化は、非対面取引において先行していきます。オンラインによる本人確認手続きでは現在、マイナンバーカードの公的個人認証サービス(JPKI)への原則一本化が進められています。ちなみに、このJPKIとは「Japanese Public Key Infrastructure」の略語であり、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用し、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を、公的に認証する仕組みのことです。

犯収法施行規則では、第6条1項が改正されて、本人確認方法で偽造の問題の多かった「本人確認書類の画像送信」手段に制限をかけています。具体的には、これまでの「専用ソフトウェアにて、写真付き書類の写し1点(本人確認時に撮影されたもの)送信 + 容貌(本人確認時に撮影されたもの)送信との条項が廃止されて、ICチップ情報の送信に一本化されるようになります。(なお、ICチップ情報に補完しての容貌画像の送信は許容されます)

また、マイナンバーカードも、更新される際にはICチップが搭載されたものとなっていますが、2025年からは運転免許証情報をこのICチップに組み込んで一体化させた、いわゆるマイナ免許証の運用も始まっています。利用者の利便性と、不正防止の両者の観点から、デジタル化が進展しているといえるでしょう。

## ◎ 最後に

本人確認の強化・金融犯罪防止というテーマにおいて、eKYC(electronic Know Your Customer)が重視されています。これは、電子オンライン上の手段を用いて、顧客の本人性・顧客の事業活動・マネーロンリスクを評価、を実現していくことを意味します。

改正犯収法の施行は2027年4月とまだ猶予はありますが、金融庁は前倒しで準備対応を進めていくことを、各金融機関にも求めています。これをボトムラインとして、より実効性の高い手段が望まれているといえるでしょう、